

独立行政法人製品評価技術基盤機構契約審査委員会要領

制定 平成13年 4月 1日
最終改正 令和 2年12月25日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）における契約において、透明かつ公正な契約手続の確保を図るため所要事項の審査、独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総管査第132号総務大臣決定）により機構が事業年度毎に策定する調達等合理化計画（以下「調達等合理化計画」という。）の策定、推進、自己評価及び、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定に基づき、機構における政府調達事務取扱規程（財会一法B一政府調達）の適用を受ける物品等又は特定役務（以下「政府調達」という。）の契約において、透明かつ公正な契約手続の確保を図るため所要事項を審査する委員会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 契約規程（財会一法B一契約規程）が適用される契約（ただし、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準、情報システムに係る調達規程（情報一法B一情シ調達）により審査されるものを除く。）及び委託規程（財会一法B一委託規程）が適用される契約（ただし、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準及び情報システムに係る調達規程により審査されるものを除く。）（以下「委託契約」という。）において、契約責任者（契約規程第4条に規定する契約責任者又は政府調達に関する協定及び政府調達事務取扱規程が適用される契約における契約責任者（理事長）をいう。以下同じ。）及び委託契約責任者（委託規程第8条に規定する委託契約責任者をいう。以下同じ。）へ意見を提出する委員会（以下「契約審査委員会」という。）並びに契約審査委員会へ意見を提出する委員会（以下「契約審査小委員会」という。）の構成及び審査事項等については、この要領の定めるところによる。

(上位規程)

第3条 この要領の上位規程は、会計規程（財会一法A一会計規程）、契約規程、委託規程、政府調達に関する協定及び政府調達事務取扱規程とする。

第2章 契約審査委員会

(統括責任者)

第3条の二 契約審査委員会の統括責任者は、理事の職務に関する規程（管理一法B一理事の職務）第5条の規定により、「会計に関すること。」を掌理する業務として定められた理事とする。

2 統括責任者は、契約審査委員会による議決の承認、調達等合理化計画の策定、推進、自己評価及び政府調達契約の統括を行う。

(構成)

第4条 契約審査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は企画管理部長とし、契約審査委員会を招集し、その議長となるとともに事務を総括する。

2 契約審査委員会の副委員長（以下「副委員長」という。）は、企画管理部次長（企画管理部次長

が発令されていない場合は、企画管理部財務・会計課長）をもってあてる。

- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故又はやむを得ない理由（以下「事故等」という。）のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 契約審査委員会は、委員長又は前項による職務を代理する者及び次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。
 - 一 情報統括官（参事官が発令されている場合は、参事官。）
 - 二 企画管理部 経営企画課長
 - 三 企画管理部 財務・会計課長
 - 四 国際評価技術本部 計画課長
 - 五 バイオテクノロジーセンター 計画課長
 - 六 化学物質管理センター 計画課長
 - 七 認定センター 計画課長
 - 八 製品安全センター 計画課長
 - 九 学識経験者等の外部有識者（高度な専門的知識を要する審査において、委員長が必要と認め、委嘱した場合に限る。）
- 5 前項第九号の者を委員として委嘱する場合には、承諾書（様式5-1）及び当該者が必要となる場合は同意書（様式5-2）により、委嘱の承諾を得るものとする。
- 6 前項による委嘱に当たり諸謝金が必要となる場合においては、委員会運営規程（企画一法B-委員会運営）別表に掲げる「委員の謝金の額（1日当たり）」を準用して支払うこととし、旅費が必要となる場合においては、出張旅費支給要領（財会一法B-旅費要領）の規定により支払うものとする。
- 7 委員は、事故等により委員会に出席できない場合には、所属部署の職員を代理者とする代理者申請書（様式1）を委員長に提出しなければならない。

（審査事項）

- 第5条 契約審査委員会は、次の事項を審査する。ただし、第三号による審査については、第2条ただし書きの規定は適用しないものとし、第9条に規定する審査結果の報告に当たっては、統括責任者の承認を得なければならない。
 - 一 政府調達及び実行予算額が、国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分「物品等の調達契約」の額（以下「政府調達相当額」という。）を超える調達契約の仕様書、契約方式、技術審査、契約相手先の選定、再委託に関する事。
 - 二 落札方式特例要領（財会一法B-落札特例）第3条第1項により落札者を決定する契約並びに、委託規程第5条第1項第一号に規定する契約に係る、仕様書等による契約の可否及び提案書の技術点の採点結果の適正性に関する事。
 - 三 予定価格が、契約規程第26条第2項各号による随意契約の額（以下「少額随契の額」という。）を除く随意契約、受託規程第6条第2項により応募する際に再委託先又は外注先を事前に決定する必要がある場合の再委託先又は外注先の決定に関する事。
 - 四 談合情報による調査に関する事。
 - 五 予定価格が、少額随契の額を超える調達契約に係る契約変更に関する事。
 - 六 予定価格が、少額随契の額を超える委託契約に係る契約変更及び再委託に関する事。
 - 七 契約規程第21条第2項及び委託規程第26条第1項ただし書きの規定の適用に関する事。
 - 八 調達等合理化計画の策定、推進及び自己評価に関する事。
 - 九 契約責任者又は委託契約責任者が重要と認めた事項に関する事。
 - 十 委員長が重要と認めた事項に関する事。
- 2 前項第三号による審査は事前に行うこととし、随意契約によることができる事由は別添2のとおりとする。ただし、会計規程第34条第2項第二号の規定による緊急を要する場合においてやむ

を得ないと認められる場合には、事後的に報告を行うことができる。

3 前項による審査は、光熱水料等長期継続契約において省略することができる。

(定足数)

第6条 契約審査委員会は、委員長が出席し、かつ、第4条第4項に定める委員又は同条第7項において委員長に承認された代理者（以下「委員等」という。）のうち3分の2以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委員長が特に必要と認めた書面による審査を行う場合はこの限りではない。

(議決)

第7条 契約審査委員会の議決は、出席者の過半数をもって決議する。ただし、賛否同数の場合は、委員長がこれを決する。当該議決は第3条の二に定める統括責任者の承認をもって決定されるものとする。

(委員等以外の出席)

第8条 委員長は、必要に応じて委員等以外の者に契約審査委員会への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。ただし、当該出席者は前条に規定する決議に加わることはできない。

(報告書)

第9条 委員長は、契約審査委員会の結果を取りまとめ、契約審査委員会報告書（様式2）を作成し、第5条に定める承認の後、審査結果を契約責任者又は委託契約責任者に速やかに報告しなければならない。

(事務局)

第10条 契約審査委員会の事務局は、企画管理部財務・会計課が行う。

第3章 契約審査小委員会

(構成)

第11条 契約審査小委員会の委員長（以下「小委員長」という。）は、第4条第4項第一号から第三号及び第五号から第九号に掲げる者とする。ただし、監査室の所掌に係る委託契約においては、企画管理部経営企画課長を委員長とする。

2 小委員長は、所属部署の職員を含む4名以上の委員を指名し、契約審査小委員会を構成するものとする。ただし、高度な専門的知識を要する審査において、委員長が必要と認め、委嘱した場合は、学識経験者等の外部有識者を指名することができる。

3 前項ただし書きを適用する場合、承諾書（様式5-1）及び相手方において必要である場合は同意書（様式5-2）により、委嘱の承諾を得るものとする。

4 前項による委嘱に当たり諸謝金が必要となる場合においては、委員会運営規程別表に掲げる「委員の謝金の額（1日当たり）」を準用して支払うこととし、旅費が必要である場合においては、出張旅費支給要領の規定により支払うものとする。

5 小委員長が事故等により契約審査小委員会に出席できない場合は、契約審査小委員会委員長代理指名書（様式3）により、所属部署の他の課・室長を指名し、その職務を代理させることができる。

(審査事項)

第12条 契約審査小委員会は、次の事項を審査する。

一 総合評価落札方式による契約並びに委託契約に係る仕様書等及び提案書の技術点の採点に関

すること。

- 二 企画競争による委託契約に係る仕様書等及び提案書に関すること。
- 三 随意契約による委託契約に係る仕様書等及び委託予定先の選考に関すること。
- 四 委託契約に係る契約変更及び再委託に関すること。

(定足数)

第13条 契約審査小委員会は、小委員長が出席し、かつ、委員長を除き4名以上の委員が出席しなければ開くことができない。

(議決)

第14条 契約審査小委員会の議決は、出席者の過半数をもって決議する。ただし、賛否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(委員等以外の出席)

第15条 小委員長は、必要に応じて委員以外の者に契約審査小委員会への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。ただし、当該出席者は前条に規定する議決に加わることはできない。

(報告書)

第16条 小委員長は、契約審査小委員会の審査結果を取りまとめ、契約審査小委員会報告書(様式4)を作成し、審査結果を契約責任者又は委託管理責任者に速やかに報告しなければならない。

(事務局)

第17条 契約審査小委員会の事務局は、小委員長の所属する課・室が行う。

(本要領の管理部署)

第18条 本要領を管理する担当課は、企画管理部財務・会計課とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この要領は、平成19年9月1日から施行する。

第2条 この要領の施行日前に委託業務実施何が決裁されている委託業務に係る審査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成20年1月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成21年2月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

様式 1 (第 4 条第 7 項関係)

(和暦) 年 月 日

契約審査委員会委員長 殿

契約審査委員
(所属) (職位) (氏名)

代 理 者 申 請 書

(和暦) 年 月 日開催の、第 回契約審査委員会の委員代理について、契約審査委員会要領第 4 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 代理者の所属
2. 代理者の職位
3. 代理者の氏名

様式2（第9条関係）

（和暦） 年 月 日

契約責任者又は委託契約責任者
（所属）（職位）（氏名） 殿

契約審査委員会委員長
（所属）（職位）（氏名）

契約審査委員会報告書

（和暦） 年 月 日付け開催第 回契約審査委員会において、下記のとおり審査しましたので、
契約審査委員会要領第9条の規定に基づき報告します。

記

審査案件名

参 加 委 員 名 簿

委員氏名	所属等	説明者・オブザーバ等 氏名	所属等	備考

審査要旨 別紙のとおり

注：随意契約の審査結果は統括責任者（理事）の承認を受けて通知すること。

様式3（第11条第5項関係）

（和暦） 年 月 日

〇〇 課室長
（氏名） 殿

契約審査小委員会委員長
（所属）（職位）（氏名）

契約審査小委員会委員長代理指名書

契約審査委員会要領第11条第5項に基づき、下記委員会の委員長に貴君を指名いたしますので、承諾ください。

記

開催日
審査案件名

上記の契約審査小委員会委員長代理を受諾致します。

代理者所属課室名
代理者名

様式4（第16条関係）

（和暦） 年 月 日

契約責任者又は委託管理責任者

（所属）（職位）（氏名） 殿
契約審査小委員会委員長
（所属）（職位）（氏名）

契約審査小委員会報告書

（和暦） 年 月 日付け開催第 回契約審査小委員会において、下記のとおり審査しましたので、
契約審査委員会要領第16条の規定に基づき報告します。

記

審査案件名

参加委員名簿

委員氏名	所属等	説明者・オブザーバ等 氏名	所属等	備考

審査要旨 別紙のとおり

(本人用)

承 諾 書

(和暦) 年 月 日

製品評価技術基盤機構
契約審査委員会委員長 (契約審査小委員会委員長)
(所属) (職位) (氏名) 殿

住 所 _____

氏 名 _____

(和暦) 年 月 日付けをもって依頼のありました件について、

貴機構契約審査委員会要領第4条(第11条)に基づき、(和暦) 年 月 日開催される第〇回
契約審査委員会委員(契約審査小委員会委員)に就任することを承諾します。

様式 5-2 (第 4 条第 5 項及び第 11 条第 3 項関係)

(所属機関の長又は管理者用)

同 意 書

(和暦) 年 月 日

製品評価技術基盤機構

契約審査委員会委員長 (契約審査小委員会委員長)

(所属) (職位) (氏名) 殿

所属機関名

役 職 名

氏 名

(和暦) 年 月 日付けをもって依頼のありました件について、当機関職員 ○○ ○○
が、

貴機構契約審査委員会要領第 4 条 (第 11 条) に基づき、(和暦) 年 月 日開催される第○回
契約審査委員会委員 (契約審査小委員会委員) に委任されることに同意します。

別添 1 (依頼文章の例)
日 付

所属機関名
(代表者又は個人) 氏名 殿

製品評価技術基盤機構
契約審査委員会委員長
(契約審査小委員会委員長)
(所属) (職位) (氏名)

契約審査委員会委員 (契約審査小委員会委員) 委嘱について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴社におかれましては、日頃から製品評価技術基盤機構の〇〇業務の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、[所属名] では、知的基盤整備の一環として、従来から〇〇に関する情報を収集、評価、整理し、提供する業務を行ってきていますが、今回、〇〇業務を外部委託する予定であります。

当該業務の仕様等の作成及び委託先選定に当たり、広範な〇〇にかかる知見を有する人材が必要となりますが、当機構職員のみでは十分な対応ができない状況です。

つきましては、これらの分野において専門家として優れた知見・経験を有し、的確な審査・助言が期待されます(氏名) 殿に、契約審査委員会委員(契約審査小委員会委員)として、専門家の立場からご指導をお願いしたいと考えておりますので、ご同意いただけます場合には、誠にお手数をお掛けいたしますが、同封の同意書に所要事項をご記入いただくと共に、承諾書にご本人に係る所要事項もご記入いただき、〇月〇日までに下記担当者あてご返送くださいますようお願いいたします。

担当者連絡先

独立行政法人製品評価技術基盤機構

{所属名}

氏名 :

TEL :

E-mail :

随意契約によることができる事由（少額による随意契約を除く）

1. 契約の性質又は目的が一般競争に付することができない場合（会計規程第34条第2項第一号）

(1) 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき（契約規程第26条第1項第一号）

例1：法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

例2：条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

例3：閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

例4：地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

(2) 契約上特殊の物品又は特別の理由があるため買入先が特定され又は特殊の技術を必要とするとき（契約規程第26条第1項第二号）

例5：試験・分析・検査の結果に係る国際的な審査における認証その他技術上の評価を行う上で用いることが不可欠な代替性のない特殊な機器や材料であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき

例6：試験・分析・検査を継続的に実施している場合における観測データの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の機器や材料であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき

例7：試験・分析・検査を行う場合における機器の互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の機器であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき

例8：試験・分析・検査を行う場合における機器又は設備の開発又は製作であって、特殊な技術を要するため一の者にしか行うことができないと認められるものを当該者に行わせるとき

例9：試験・分析・検査を行う場合における機器又は設備の維持管理又は改修であって、当該機器の開発や製作を行った一の者しか行うことができないと認められるものを当該者に行わせるとき

例10：試験・分析・検査を行う場合における機器又は設備の維持管理又は改修であって、当該機器等の導入又は施工を行った一の者しか行うことができないと認められるものを当該者に行わせるとき

例11：他の機関と共同で試験・分析・検査を行う場合における当該機関が使用する機器や材料との整合性の確保のために不可欠な代替性のない機器や材料であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき

例12：電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該プログラム開発者に行わせるとき

例13：秘匿性の高い情報を含む情報システムや組織の基幹となる情報システムの保守、管理又は改修であって、複数の事業者が当該システムの内部情報や構造を知り得ることにより情報セキュリティに対するリスクが高まるため、当該情報システムの開発者等に行わせる必要があるとき

例14：特許権、実用新案権、著作権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をするとき

(3) 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき（契約規程第26条第1項第三号）

例15：当該場所でなければ法人の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃貸契約（当該契約に付随する契約を含む。）するとき

(4) 契約の目的物等が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき（契約規程第26条第1項第四号）

例16：官報の印刷

例17：電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

例18：郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

例19：法人の目的を達するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

(5) 競争に付するときは、機構において特に必要とする物件を得ることができないとき（契約規程第26条第1項第五号）

例20：試験のための物品の製造又は買入れであって、試験の目的に精度、堅牢度、デザイン、形式等につき特殊性を要求され、競争に付すると、試験の用に適した製造又は物品の買入れを適正に行うことが困難となり、契約の目的を達し得ないと認められるとき

(6) 慈善のために設立された救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のために設立された救済施設から役務の提供を受けるとき（契約規程第26条第1項第六号）

例21：障害者差別解消法に基づき、障害者就労施設等から物品等の提供を受けるとき

2. 緊急を要する場合で、一般競争に付することができない場合（会計規程第34条第2項第二号）

例22：天災地変その他の急迫の場合であって、公告の期間等を短縮してもなお競争に付するいとまがない施設又は設備の工事等を行うとき

例23：人命に関わる重大な製品事故又は重篤な事故につながる可能性が危惧される場合の製品事故原因究明のための試験・分析・検査を緊急に行う必要があるとき

例24：情報システムの脆弱性対応等の改修が必用であり、緊急に行わなければ当該システム以外にも大きな影響が発生する等、迅速かつ適切に対応する必要があるとき

3. 競争に付することが不利と認められる場合（会計規程第34条第2項第三号）

例25：現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れ（情報システムの構築及び賃貸借を含む。）において、当初予期し得ない事由の発生により、現在の契約に直接関係する契約が追加的に必要となった場合であって、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利と認められるとき

例26：庁舎設備の維持管理又は改修において、構造・管理システム等を詳細に把握する契約者以外では履行品質が確保できないおそれがあり費用も明らかに高額となる等、契約者以外の者に履行させることが不利と認められるとき

例27：試験・分析・検査を行う場合における機器又は情報システム機器等をリースにより賃貸借した契約期間終了後に当該機器等を再リースする場合において、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利と認められるとき

例28：情報システム機器の保守、運用、改修において、当該情報システム機器に関する詳細な情報を有する契約者以外では履行品質が確保できないおそれがあり費用も明らかに高額となる等、契約者以外の者に履行させることが不利と認められるとき

例29：製品事故同等品等の物品の購入に当たり、当該物品の数量が限定されており、当該製品をめぐる環境の変化により、急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならぬおそれがあるとき